ケアマネジャー・相談支援専門員
（福祉専門職）及び福祉事業者のための

災害時ケアプラン
（災害時避難行動要支援者個別避難計画）
作成の手引

令和６年　月

大和郡山市

お願い

　ケアマネジャー・相談支援専門員の皆さん（福祉専門職の皆さん）には、日頃からお世話しておられる利用者の快適な生活の実現のため、ご苦労いただきながら取り組んでおられることと存じます。

　そんな中、大きな台風の接近や地震の発生、大雨での浸水の恐れが生じた時などは、特にひとり暮らしの利用者などにはご心配なことと存じます。

　現実に、近年は気候の変動により日本各地で大きな災害が発生していて、避難に支援が必要な高齢者や身体障がい者など（要支援者）が被災し、命を落とすケースが各地で発生しています。

　しかし、多くの利用者を担当されておられる福祉専門職の皆さんにとっては、その全てを助けることはできません。

　その解決策としてご提案するのが、要支援者である利用者がお住まいの地域やご近所の支援を得ながら安全を確保することです。

　もちろん、福祉専門職の皆さんだけのご努力で解決する問題ではありません。市や社会福祉協議会、包括支援センターなどが連携しながら地域に働きかけていく必要があります。

　他市の例ではありますが、災害時の対策のため、地域に働きかけを進めることが、日常のケアにもいい効果を生み出していると聞きます。特に防災の課題は、地域の全ての住民にかかわることから、他の課題と比較して自治会などにも協力が得やすいことも多く、今まで、地域とのつながりが少なかった利用者もご近所が顔の見える関係となり、ゴミ出しや安否確認など介護サービス以外のインフォーマルなサービスにつながり、地域社会との共生が実現したという話も聞いております。

　このような結果に導くためには、利用者やそのご家族自身が自ら声を上げ、何を助けてほしいか？を地域に知ってもらう必要があります。そしてこの作業に最も力を発揮するのが、福祉専門職の皆さんだと考えます。皆さんには何とぞ、この旨ご理解をいただき、災害時のみならず利用者の日常まで含めた暮らしやすさのため、ご協力をくださいますようお願いいたします。

※なお、ケアマネジャー・相談支援専門員の皆さん（福祉専門職の皆さん）に作成していただく「個別避難計画」の呼称を

　「**災害時ケアプラン**」とすることとなりました。

目　　次

Ⅰ　災害時の避難にケアが必要な人は？　P1
（１）本市における要支援者とは誰ですか？　P1
（２）要支援者の避難を支援するのは誰ですか？　P1～2
※要支援者の避難支援計画と災害時ケアプランの違いは？　P2
参考（３）災害時避難行動要支援者名簿とは？　P3
【災害が発生したら！】　P3
【災害の発生に備え（日常的に）提供】　P3
参考（４）名簿に記載されているデータとは？　P3
【正名簿】　P3～4
【簡易名簿】　P4

Ⅱ　新しい要支援者対策（令和４年度～）　P5
（１）新しい要支援者対策はこれまでの対策と
どのように違うのですか？　P5
【新しい要支援者対策】　P5
①個別避難計画（『災害時ケアプラン』及び『マイ個別避難計画』）の作成の必要のない方　P5
②福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員）が『災害時ケアプラン』の作成協力する方　P6
③要支援者自身で『マイ個別避難計画』を作成していただく方　P6
※フロー図【あなたの避難計画はどのように？】　P7
（２）福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員）の皆様にお願いしたいこと　P8
☆１、「災害時ケアプラン」案の作成協力　P8
☆２、「地域の避難支援」への組込み　P8
（３）「事前の登録が必要に！」
福祉避難所への避難方法が変わります　P8～9

Ⅲ　「災害時ケアプラン」をつくっていく　P10
（１）「災害時ケアプラン」事業受託までの手続きは
どのように行うのですか？　P10
☆１、災害時ケアプラン作成事業の理解から　P10

委託内容説明まで
☆２、委託契約を締結する　P10
（２）「災害時ケアプラン」のつくり方はどのように？　P11
☆１、「災害時ケアプラン」作成の対象者は？　P11
☆２、「災害時ケアプラン」の内容は？　P11～12
☆３、「災害時ケアプラン」作成の優先順位は？　P12
☆４、「災害時ケアプラン」の作成について、対象者にどのように説明したらいいのですか？　P12～13
☆５、「災害時ケアプラン」はどのように作成するのですか？　P14～18
☆６、地域の支援者が見つけられない時は？　P18
☆７、計画ができたら即訓練を行います！　P18～19
（３）「災害時ケアプラン」作成後の事務手続は？　P20
☆１、「災害時ケアプラン」作成が完成したら　P20～21
☆２、「災害時ケアプラン」の内容の審査　P21
☆３、災害時ケアプラン作成委託料の請求　P22
☆４、関係書類の保管　P22
（４）「災害時ケアプラン」の内容に変更・修正について　P23～24
（５）「災害時ケアプラン」を作成する対象者からの除外　P24
（６）「災害時ケアプラン」の作成業務の委託料　P24～25
（７）その他　P25～26

Ⅳ　様式集　P27～45

Ⅰ　災害時の避難にケアの必要な人（要支援者）は？

「災害が発生するおそれがある場合において、御自身だけで避難することが困難なため、迅速な避難のため、ケアが必要な方」を災害時避難行動要支援者（要支援者）といいます。市ではこれら要支援者の名簿（災害時避難行動要支援者名簿）を作成して、災害時の避難のケアプランづくりを推進しています。

（１）本市における要支援者とは誰ですか？

本市における要支援者の基準は
下記①～⑦のいずれかに当てはまる方です。

①７０歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
②要介護度３以上の方
③身体障がい者手帳１、２級の方
④療育手帳Ａの方
⑤精神障がい者保健福祉手帳１級の方
⑥難病患者
⑦その他（妊産婦、家庭の事情で自宅に単独でいる時間帯のある児童等、災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とされる方で名簿登載のお申出をいただいた方

※①～⑥の要支援者の方は、市内に約16000名（令和５年４月現在）おられますが、福祉専門職の皆さんへ「災害時ケアプラン」の作成の協力をお願いするのは、②③④⑤⑥のいずれかに該当し、浸水区域など危険な区域にお住まいでかつ、社会的に孤立されておられる方で市内に約５００名程度おられるのではないかと推測しています。

（２）要支援者の避難を支援するのは誰ですか？

要支援者の避難を直接的、間接的にケアしていただくのは、自主防災組織・民生委員・警察署・消防署・消防団・社会福祉協議会・地域包括支援センターを想定しています（但し、自主防災組織と地域包括支援センターは個人情報に関する協定を締結した団体に限っています。）

各団体、機関の支援内容は次のページの表のとおりです。

支援者名	支　援　内　容	備　考
自主防災組織	(平常時)地域の避難計画の中で要支援者避難支援計画策定及び日常の把握 (災害時)実際の避難等の支援	市と協定を結んだ組織に要支援者名簿を提供
民生委員	(平常時)地域の要支援者支援計画や要支援者の個別避難計画(「災害時ケアプラン」及び「マイ個別避難計画」)の策定支援 (災害時)避難等支援における地域のサポート活動	
警 察 署	(災害時)救助活動	
消 防 署	(災害時)救助活動	
消 防 団	(災害時)救助活動及び避難支援	
社会福祉協議会	(平常時)要支援者の個別避難計画(「災害時ケアプラン」及び「マイ個別避難計画」)策定等の調整支援 (災害時)要支援者安否確認のサポート活動	
地域包括支援センター	(平常時)要支援者の個別避難計画(「災害時ケアプラン」及び「マイ個別避難計画」)策定等のサポート活動 (災害時)被災要支援者安否確認及び実態調査、緊急介護	市と協定を結んだ組織に要支援者名簿を提供

※<u>要支援者の避難支援計画と災害時ケアプランの違いは？</u>

・避難支援計画は、主に自主防災組織などがそのエリア内などでの要支援者避難支援体制づくり(支援者の確保、担当割り振り等)やその方法(訪問搬出、声がけ、電話連絡等)を決めるものです。

・災害時ケアプラン(個別避難計画)は、要支援者自身が災害時に個別の事情(既往症や常用薬、生活上の必要品、緊急連絡先、救出の目安となる事項)などを把握、考慮して、どのような支援を誰から受けるのかを決めるものです。

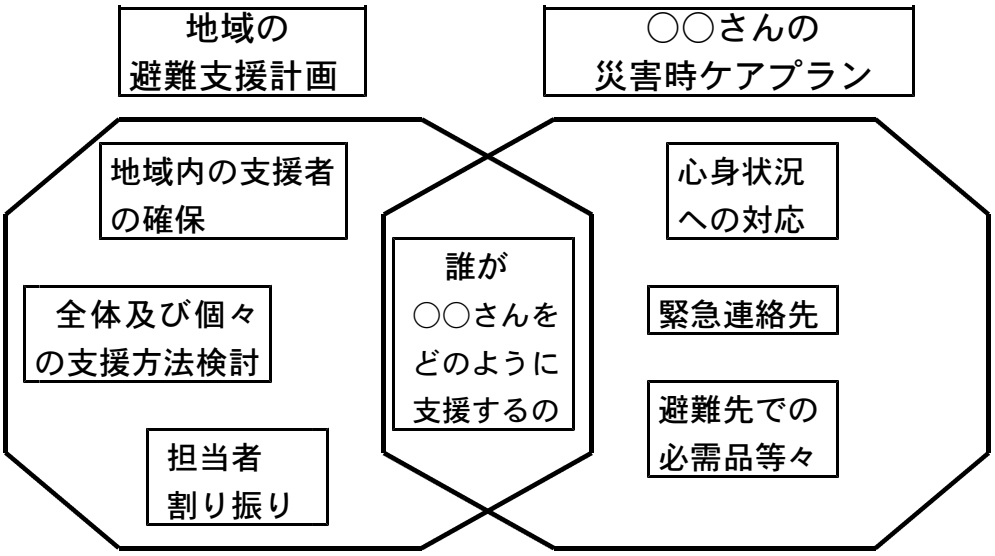

ー参考ー

（３）災害時避難行動要支援者名簿とは？

先述のとおり、市では災害時避難行動要支援者の基準に該当する高齢者や障がい者等の名簿を作成し、（２）の支援者に提供してまいります。

【災害が発生したら！】

災害時避難行動要支援者名簿に掲載された全ての者（約16000名※令和５年４月現在）のうち、当該支援者に関係する部分を提供します。

【災害の発生に備え（日常的に）提供】

名簿に掲載された者のうち、平常時より支援者に名簿を提供することに関して、事前に要支援者本人の同意が得られた方（約5,500名※令和5年４月現在）の名簿のうち、当該支援者に関係する部分の名簿を提供します。

※支援者への日常的な名簿の提供に関する要支援者の同意の受付は、随時災害対策課で行っています。

また、５年に一度、全ての災害時避難行動要支援者名簿掲載者に対し、郵送等で同意か否かをお尋ねします。（令和４年１１月実施しました）

ー参考ー

（４）名簿に記載されているデータとは？

災害時避難行動要支援者名簿には次のようなデータが記載されています。

【正名簿】

各要支援者毎に３枚セット（様式はＰ４２～４４参照）

〇当該災害時避難行動要支援者の

①自治会　②小学校区　③氏名・性別

④生年月日・年齢　⑤住所　⑥電話番号

⑦緊急時の家族等連絡先　⑧家族構成等
⑨居住建物構造、普段いる部屋
　寝室の位置、緊急通報システム
⑩特記事項　⑪かかりつけ医
⑫対象者区分
（高齢者、身体障がい者等の区分）
⑬要支援者の状況
⑭避難支援者（避難誘導、安否確認等）
⑮治療中の病気または障がい名、治療（障害）内容
⑯補装具、医療や介護に必要な器具名、連絡先等
⑰避難の際、特に注意すべき事
⑱情報伝達方法
⑲避難場所
⑳担当民生委員名及び連絡先
㉑自宅位置図

※①～㉑のうち、当該要支援者が記入したデータ

【簡易名簿】（様式はＰ４５参照）
　〇当該災害時避難行動要支援者の
　　①自治会 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号

※①～⑤のうち、当該要支援者が記入したデータ

Ⅱ　新しい要支援者対策（令和４年度～）

（１）新しい要支援者対策はこれまでの対策とどのように違うのですか？

※今までの要支援者対策

自主防災組織と市が個人情報の協定を締結して
「災害時避難行動要支援者名簿」を地元に提供

↓

「災害時避難行動要支援者名簿」を活用して
自主防災組織（自治会）役員が要支援者宅を訪問

↓

要支援者本人から必要な支援内容を聴取

↓

個別避難計画策定

※自主防災組織（自治会）の負担が重く、普及が進んでいない。
（名簿採用自治会数６７／全市自治会数３１５　普及率約２割）

【新しい要支援者対策】

<u>要支援者の状況に応じて</u>３つの選択肢を提示します。

①個別避難計画（「災害時ケアプラン」及び「マイ個別避難計画」）の作成の必要がない方

⇒ 災害時には自治会など地域の防災計画に従います。

（どういう方が当てはまりますか？）

・市指定避難所へ家族以外の助けなく避難できる方
・マンションなど強固な建物にお住まいで地震や水害の際に在宅避難生活が可能な方
・既に地域であなたの支援対策が決定している方

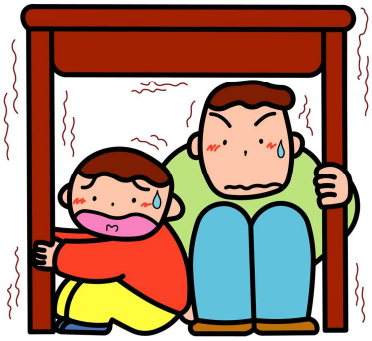

②福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員）が「災害時ケアプラン」の作成協力する方

⇒ 要支援者の日々の生活を知る福祉専門職が要支援者ご本人の了解を得て「災害時ケアプラン」の作成に協力します。

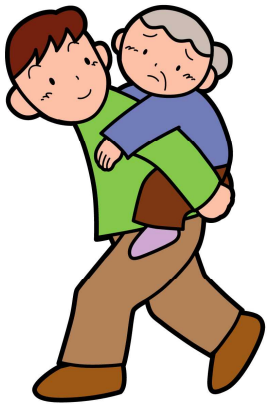

（どういう方が当てはまりますか？）

・要介護度３以上の方
・身体障がい者手帳１・２級の方
・療育手帳Ａの方
・精神障がい者保健福祉手帳１級の方
・難病患者
・上記基準に相当し単独での避難が困難と認められる方

⇒上記の方、全員に「災害時ケアプラン」を作成するには相当な期間が必要ですので、これらに当てはまる方のうち、浸水（土砂災害警戒）区域などの危険な区域にお住まいで、地域で孤立しているような緊急性の高い重度な方から優先に作成していきます。

③要支援者自身で『マイ個別避難計画』を作成していただく方

⇒ 令和４年１１月、要支援者の基準に当てはまる方に郵送で支援者への日常的な名簿の提供に同意か否かをお尋ねしました。
その際「災害時避難行動要支援者のための「マイ個別避難計画作成の手引」を同封し、下記に当てはまる方は、近隣でお付き合いのある要支援者同士で相談しながら御自身で避難計画を作成していただきました。

（どういう方が当てはまりますか？）

・御自身で歩いて避難所には行けるものの一人では少し不安な方。複数人で助け合いながらであれば不安が軽減できる方

※以前、台風接近時に、郡山地区の住民から「今から4人で避難したいが、避難所は開いていますか？」という問い合わせがありました。皆、お一人暮らしで一人では心細いが、皆と一緒なら歩いて行けるからということでした。この問い合わせをきっかけに要支援者同士が助け合う「マイ個別避難計画」の制度が生まれました。

「災害時避難行動要支援者のための『マイ個別避難計画』作成の手引」では下記のフロー図【あなたの避難計画はどのように？】で要支援者自身が①から③のどのタイプに当てはまるのか考えていただきます。

あなたは、〇災害時に、市指定避難所に他の助けなく避難することができる　〇住居がマンションなどの強固な建物で避難の必要性がない　〇既に地域であなたの支援対策が決定している、のいずれかですか？

「はい」

①あなたの個別避難計画は必要ありません。災害時は自治会など地域の防災計画に従って行動してください。

「いいえ」

あなたは介護度３以上もしくは身体障がい者手帳１、２級、知的障がい者療育手帳Ａ、精神障がい者保健福祉手帳１級、難病患者の認定があり、一人での避難は困難ですか？

「はい」

②あなたの日々の生活を知る福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員）に**「災害時ケアプラン」**づくりをサポートしてもらう

「いいえ」

③この手引を参考にしながらご近所付き合いのある要支援者同士で相談しながら「高齢者等避難発令時」（レベル３）や地震発生時に自分がどのように逃げるかを自ら決める**「マイ個別避難計画」**を作成する。

あなたは一般の避難所で生活できますか？

「はい」

福祉専門職、自治会、社協、市職員などを交えて、避難や避難所での支援方法を相談し**「災害時ケアプラン」**をつくる

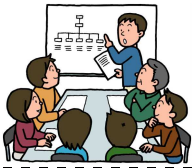

「いいえ」

一般避難所への避難が困難と（福祉専門職が）判断した場合**「災害時ケアプラン」と共に「福祉避難所受入対象者の申出」（もしくは緊急入所協議）**を行う。

（２）福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員）の皆様にお願いしたいこと

☆1、「災害時ケアプラン」案の作成協力（Ⅱ（１）で②に該当の方）

〇貴職がご担当の利用者で

○ 災害時に自ら避難することが困難

○ 浸水区域・土砂災害警戒区域等の危険区域に居住

○ 地域で孤立している方

上記の３つに当てはまる方は緊急性の高い方について利用者本人・家族の同意を得た上で避難方法や支援者、避難先を記載した「災害時ケアプラン」案について作成に協力願います。

☆2、「地域の避難支援」への組込み

「災害時ケアプラン」案の「地域の避難支援」への組込みをお願いします。

要支援者の避難にはご近所さんの支援や協力が必要です。また、防災を通じた地域との顔の見える関係づくりが日常のケアにもよい影響を与えることも考えられます。地域とのつなぎ役は市職員や社会福祉協議会も担いますので、要支援者ご本人にもご理解いただけるようご説明をお願いします。

（３）「事前の登録が必要に！」福祉避難所への避難方法が変わります。

令和３年の法改正で福祉避難所への受入対象者をあらかじめ決めておく制度が発足しました。受入対象者は、要配慮者本人とその生活の介助する家族等１名までです。

なお、福祉避難所の受入対象者となった方も、居住地から福祉避難所までの距離が遠い場合に、一旦お近くの一般避難所に避難していただくことを妨げるものではありません。また福祉避難所の開設は災害発生から数日後となりますのでご承知ください。

（受入対象者の選定）

福祉避難所への受入対象者は、避難所での要配慮度が中程度の方です。福祉避難所受入対象者申出書を提出された方から受入対象者を選定いたします。申出者数が収容力を越えた場合はお受けできないことがあります。詳しくは、本市発行「避難生活要配慮者の避難先の選択及び福祉避難所入所対象者申立の手引」をご覧ください。

（※注意！）

特別養護老人ホーム（要介護度３以上）及び老人短期入所施設等（ショートステイ）の入所対象者は、当該施設での緊急入所での対処となり、原則として福祉避難所の対象とはされておりません。

（本市の福祉避難所）

～本市における福祉避難所～

・社会福祉会館の一部
・老人福祉センター「ゆたんぽ」の一部
・奈良県立盲学校（体育館部分）
・奈良県立ろう学校（体育館部分）

Ⅲ　「災害時ケアプラン」をつくっていく

（１）災害時ケアプラン事業受託までの手続きは どのように行うのですか？

☆１　災害時ケアプラン事業の理解から委託内容説明まで

①市から事業の説明を行います。
福祉専門職の皆様（「指定居宅介護支援事業者」「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」以下「事業者」といいます。）に、要支援者の災害時ケアプラン（個別避難計画）作成委託をお願いするに当たっては事業内容のみならず、委託契約内容のご説明、個人情報に関する事項等について、説明の機会を設けてまいります。詳しくは災害対策課（市庁舎４階１窓口 電話 0743-53-1151 内線 629 、630）までお問合せください。

②受託いただける事業者には
具体的な委託契約の締結について御説明いたします。「☆２委託契約を締結する。」に進んでください。

☆２　委託契約を締結する

①契約締結に当たって必要な書類をお渡しして説明いたします。
災害対策課から
「契約書様式」（２部）（Ｐ３４～３７）
「市債権者登録申請書」（１部）
を受け取ってください。
※但し「市債権者登録申請書」は、既に本市他課他事業において提出済である場合は今回提出の必要ありません。

②契約書への署名・押印の上提出をお願いします。
〇製本された契約書（２部）には、指定の箇所に署名、押印をお願いします。
〇法人の所在地、法人名、法人の代表者名はゴム印等でも可とします。
〇署名、押印した契約書（２部）及び「市債権者登録申請書」を災害対策課窓口もしくは郵送により提出してください。
（後日、市長印を押印した契約書（１部）を交付いたします。）

（２）「災害時ケアプラン」のつくり方はどのように？

☆１　「災害時ケアプラン」作成の対象者は？

市から対象者の名簿をお渡しすることはありません。

福祉専門職（ケアマネージャー・相談支援専門員）の皆様が担当されている在宅の要介護者、身体障がい者などの中で、下記の条件①②いずれにもに当てはまり、かつ災害時避難行動要支援者名簿情報を平常時から避難支援等関係者に対し、提供することに同意した方（計画作成を機会に同意する方を含む。）について、対象者（本人同意が困難なときはその親族）の同意を得た上で計画の作成手続を進めてください。

「災害時ケアプラン」作成の対象者

①大和郡山市総合防災マップの水害ハザードマップで浸水想定区域もしくは、土砂災害警戒区域内の低層住宅に居住している方、またこれに該当しない場合も特別な事情で必要と認められる方

②下記のうちの一つに当てはまり単独での避難が困難と認められる方

ア、要介護３以上の方　　イ、身体障がい者手帳１・２級の方
ウ、療育手帳Ａの方　　エ、精神障がい者保健福祉手帳１級の方
オ、難病患者　　カ、ア～オと同等と認められる方（下記参照）

災害時避難行動要支援者名簿掲載者に該当しない方には、「災害時避難行動要支援者のための「マイ個別避難計画」作成の手引」を発送しておりませんが、福祉専門職の担当案件で、その方が単独で避難することが困難で「災害時ケアプラン」の作成が必要と認める方については、その理由を付して、作成手続を進めていただくことも可能です。

（例）
- 要介護認定の申請や身体障がい者手帳等の交付を受けていないが、それらの申請等をすれば避難行動要支援者に該当すると思われる方
- 若年家族と同居の世帯だが、実態は、高齢者のみ世帯に該当する方
- 同居者は居るが、実際には同居者の支援が受けられる状態にない方
- 要介護２以下であったり、身体障がい者手帳等も該当以下だが、対象者又は家族等だけでの避難は困難だと想定される方

☆２　「災害時ケアプラン」の内容は？

災害時ケアプランは、「災害時避難行動要支援者名簿情報提供同意

書」「災害時ケアプラン」様式（Ｐ３０～３１参照）に下記の項目を記入していくものとします。

（１）氏名（当号以下、人名の記入には同様にふりがなを併記）
（２）住所
（３）自宅電話、携帯電話の番号
（４）生年月日及び提出時の年齢
（５）避難支援等を必要とする事由
（６）同居家族人数及び家族構成
（７）居宅の建物構造、普段いる部屋、寝室の位置
（８）緊急連絡先（氏名、本人との関係、住所、電話）
（９）特記事項
（10）避難先の選択
①大雨、洪水、土砂災害、台風
②大地震
（11）避難経路
（12）自治会名<u>および班名</u>
（13）担当民生委員名
（14）地域支援者（氏名、住所、電話）

☆３　「災害時ケアプラン」作成の優先順位は？

<u>福祉専門職の立場から災害発生時に影響が特に深刻と思われる方から進めてください。</u>

例えば
○ 心身の障害度が高く避難行動や避難生活が困難
○ 住居が床上浸水の危険がある区域にある
○ 住居が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にある」
○ 住居が平屋なので浸水の危険があるとき上階に避難ができない
○ 同居者がいない
○ 近所に知り合いがいない、地域から孤立している　等々

☆４　「災害時ケアプラン」の作成について、対象者にどのように説明したらいいのですか？

<u>対象者の居宅を訪問面談して、対象者（及び家族）に「災害時ケアプラン」の趣旨を説明してください。</u>

①訪問する前に確認してください

◎大和郡山市総合防災マップの水害ハザードマップを確認
・対象者の居宅が浸水想定区域であるか？浸水想定区域であるなら、想定浸水深はどのくらいか？
・対象者居宅が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）もしくは土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のいずれかの区域であるか？
・最寄りの市指定避難所はどこか？
※「総合防災マップ」は災害対策課にて必要数お渡しします。

◎その他、対象者の基本情報を確認しておきましょう。
「氏名」「性別」「住所」「生年月日」「電話番号」「緊急連絡先」
「要介護度・身体障がい者等級他」「同居の家族等の状況」
「対象者の状態（主な疾患、障がい等）」
「かかりつけの医療機関（及び主治医）」
「使用している薬の種類（薬局名）」
「使用している介護機器、医療機器」
「その他配慮が必要な事項」

②訪問時には、まず市から事業を委託されている旨の説明をしてください。
・「災害時ケアプランの作成について」（Ｐ２８様式１）を対象者に手渡す。
・「必要性のある方の災害時ケアプランを作成の協力をするよう、市から委託されている。」ことを対象者（困難な場合は家族等）に伝える。

③「災害時ケアプラン」を作成する必要性の高い対象者である旨の説明をしてください。
「あなたは災害時に単独で避難することが困難なので「災害時ケアプラン」が必要であると考えている。」という意を対象者（困難な場合は家族等）に伝えます。

④災害時ケアプラン作成の趣旨の説明
なぜ、災害時ケアプランが必要なのか？について説明します。災害は必ず起こります。災害時ケアプランとは、「洪水（大雨）や大地震という災害が発生したとき、対象者本人や家族が、慌てずに避難していただくため、あらかじめ避難の仕方や支援者を決めておく

ものであることを伝えます。

☆５「災害時ケアプラン」はどのように作成するのですか？

本人（または家族）の同意が得られたら「災害時ケアプラン」様式（Ｐ３０～３１　参照）の項目を記入していきます。

①まず、対象者基本情報から確認していきます

☆本人（または家族）と以下の内容を確認してください。

［確認する項目］

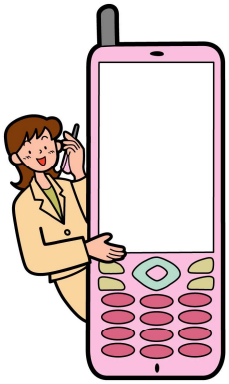

（１）氏名
（２）住所
（３）自宅電話、携帯電話のいずれかもしくは必要に応じて両方
（４）生年月日及び提出時の年齢
（５）避難支援等を必要とする理由（当てはまる箇所にチェックをしてください。）
（６）同居家族人数（平日日中等時間帯による在宅数もお願いします。人数には対象者は含みません。）
（７）ハザードの状況等
（８）緊急連絡先（氏名、本人との関係、住所、電話）
※本人（または家族）が、記入を望まない場合は、空欄でもやむを得ません。
（９）特記事項
主に対象者の身体状況やかかりつけの医療機関、投薬状況等について記載します。本人（または家族）が、記入を望まない場合は、（８）と同様です。

○主な疾患、障がい等

（記載例）
「認知症」「脳血管疾患の後遺症（右半身のまひ）」「筋肉の委縮による全身まひ」
「ひざから下の両下肢まひ」
「重度の視力障がい」「軽度の難聴」
「中等度の知的障がい」など

○配慮が必要な事項

（記載例）

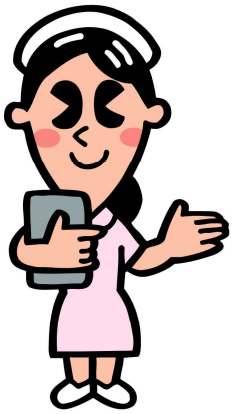

「知的障がいがあり、難しい言葉の理解や
　数の計算ができない」
「言語障がいがあり、発語が聞き取りにくいことがある」
認知症の症状があり、少し前のことも忘れてしまう」
車いすで入れる多目的トイレなどが必要」
歩行はできるが、階段の昇降はできない」
広い場所でたくさんの方がいると落ち着かず平常心を失う
気管切開で痰の吸引の処置を欠かすことができない」
寝たきりで、同じ姿勢にしていると褥そうができてしまう
理解できないことがあるとパニックになり大声を出す」
てんかんの症状があり、体を硬直させてしまうことがある

〇かかりつけの医療機関
　「名称」「主治医」「電話番号」
〇使用している薬の種類及びかかりつけの薬局名称

（記載例）
「降血圧剤」「喘息時の貼り薬」
「白内障の点眼薬」
「糖尿病治療の薬」
「睡眠導入剤、精神安定剤」など

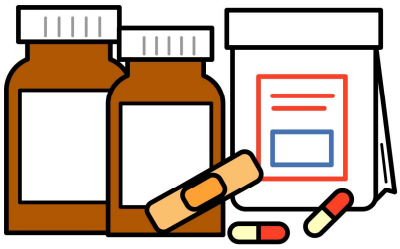

〇使用している介護機器、医療機器

（記載例）
「酸素濃縮装置（又は酸素ボンベ等）」
「補装具（右ひざ下下肢に装着するもの）」「ネブライザー」
「歩行器（又は、四点杖、シルバーカー等）」「車いす」など

（10）避難先の選択
①大雨、洪水、土砂災害、台風
②大地震
①②毎に避難先を選択し、当てはまる避難先□に☑を入れて、具体的な避難場所の名称を記入してください。

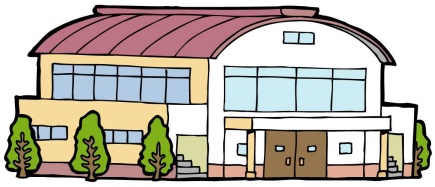

（記載例）
「市指定避難所（*郡山南小学校*）」
「市指定避難所（*優先①郡山北小学校　②城ホール*）」
「親戚の家（*〇〇市〇〇町　△△　□□宅、甥*）」
「自治会館等（*〇〇自治会館（〇〇町 100 番地*）」
「自家用車待機（*〇〇公園駐車場で待機予定*）

（車種トヨタノア）」
「まずは、平和地区公民館か平和小学校に避難するが
できるだけ早く福祉避難所に移動したい」
「まずは、筒井小学校に避難するが、長期避難が予想
されるときは○○老人ホームに緊急入所する。」
「*○○小学校避難所で福祉スペースを開設してもらう*」

※注意　洪水や土砂災害、台風の災害を想定した避難情報発令の
際には全ての市指定避難所は開設しておりません。
（地区公民館が優先的に開設されます。）

※福祉避難所は避難所での生活が長引くと想定される場合に開設
されます。

（11）避難経路

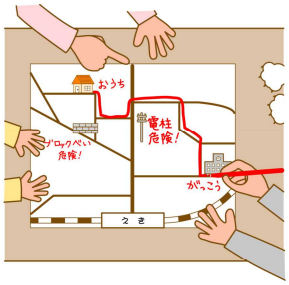

・地図に自宅と避難先及び避難経路を色鉛筆等
でマークしてください。避難経路はできるだ
け複数の候補を作成してください。
・下記のような場所を通る経路はできるだけ避
けてください。

①大雨､洪水､土砂災害、台風時の避難経路の選択
○ 崖や土砂の法面に近接して崩れそうな箇所
○ 落石が発生する可能性がある場所
○ 普段の雨の時から水の通り道になっているところ

②大地震時の避難経路の選択

○ 道幅の狭い道路
○ 古い建物やブロック塀の横
○ ガラス張りの建物の横
○ 頭上に大きな看板や変電トランスのある所
○ 崖･落石の恐れのある所

※通学路は比較的安全な道が多いので経路選定の参考となります。

（12）自治会名<u>および班(長)名</u>
（13）担当民生委員名
（14）地域支援者（氏名、住所、電話、支援内容）
「地域支援者」とは、災害発生時に、避難の声掛け、避難所ま
での誘導、移動の支援等をしていただける方のことです。
【確認手順】
①地域支援者が「必要」か「必要ない」かを確認
②-1「必要」な場合
「どなたに、どのような支援をお願いするのか？」を聞き取り、
その方の氏名、住所、電話番号、支援内容を記入してください。

避難行動に係る支援及び介助の方法

（記載例）
「立つことや歩くことが不自由なので介助が必要」
「目や耳が不自由なので介助が必要」
「四点杖が必要」「シルバーカーに乗って移動」
「右片半身が麻痺しており配慮が必要」
「妻も高齢であり移動支援は困難なため、避難行動は別の支援者が必要」
「災害時に避難するかの判断が難しいので支援が必要」
「避難先までの道が分からないので、他者による誘導が必要」
「パニックになると飛び出すことがあるので移動には複数人の同行者が必要」
「寝たきりで、家族で移動させることができない」
「担架、ストレッチャー等での介護が必要」
「酸素ボンベを一緒に運ぶため、移動には車が必要」
「専門知識を有する福祉サービス事業所の移動支援を受けることが必要」
「避難には車いすが固定できる車両が必要」
「医療機器が使用できる（電源等のある）車両が必要」
など

避難生活に係る支援及び介助の方法

（記載例）
「寒暖による衣類の調節について、声かけが必要」
「医療器具の操作や調整ができないので、操作可能な人が必要」
「車いすで移動可能だが、段差がある場合は介助が必要」
「知的障害があり、自分の行動を自分で決められないので声かけによる促しが必要」
「視覚障害があるので、トイレなど目的の場所まで誘導が必要」
「日常から継続的に透析を受けている」など

〇地域支援者がいないは、普段の地域でのお付き合いの中で、地域支援者となっていただけるようお願いしたらいかがか。」と伝えてください。
〇「地域支援者」を探してほしいと言われたときは、災害対策課もしくは社会福祉協議会に御相談ください。
〇福祉専門職（あなた）に「地域支援者」になってほしいと言われた場合、いざ災害時の実際の支援は困難であるなら、お受けしかねる旨説明の上、災害対策課もしくは社会福祉協議会に御相談ください。
〇対象者または家族等から「地域支援者」になってもらえるよう、一緒にお願いしてもらえないか？という依頼をされ応じる場合もあくまでも付き添い説明人として対応し、依頼は本人（または家族）にしてもらってください。

②-2「必要ない」場合

（理由の記載例）
「自助（家族等の支援含む）で避難する」
「医療介護福祉等のサービスを利用」
「民生委員さんにお願いする予定」等々

☆６ 地域の支援者が見つけられない時は？

「<u>市・社会福祉協議会の職員が地域とのつなぎ役を務めます。</u>」

◎本人が地域で孤立している等で、避難時の支援者が見つけられないときは、災害対策課にお声がけください。市職員もしくは社会福祉協議会職員が地域とのつなぎ役を務めて支援者探しをサポートします。
◎本人と地域・市（社会福祉協議会）が一堂に会して、災害時ケアプランについて話し合いの場を持ち、ご心配事を共有して解決していきましょう。

☆７ 計画ができたら即訓練を行います！

「<u>地域の支援者を交えた会合時に合わせて訓練を行いましょう。</u>

◎計画が実行可能か検証してみましょう。
◎一緒に体を動かすことで、要支援者本人と地域との連帯感を育みましょう。
◎関係者が集まる機会の調整は手間がかかります。また、地域関係者等に何度も集まってもらうと要支援者本人が気を遣います。少ない機会を逃さず有意義に活用しましょう。

（３）「災害時ケアプラン」作成後の事務手続は？

☆１「災害時ケアプラン」作成が完成したら

①「災害時ケアプラン」の副本（コピー）を２部作成します。

・副本のうち、　　１部は、対象者またはその家族
　　もう１部は、事業者保管用です。

②「災害時ケアプラン（完了・変更）届
（Ｐ３２様式４）」の作成

☆「災害時ケアプラン（完了・変更）届」
に記入する事項

〇提出日（作成期間の翌月中にお願いします）
〇所在地、法人名、代表者名（押印をお願いします。）
〇作成期間（歴月１ヶ月間単位）
〇作成件数
〇「災害時ケアプラン」対象者氏名
及び区分（要介護度、身体障がい者手帳等級
高齢者のみ世帯等記入）
〇作成者名及び職名（該当するものに〇をつける）
〇重要事項確認日・備考

☆上記（完了・変更）届も副本（コピー）を１部作成してください。

③「災害時ケアプラン（完了・変更）届
（Ｐ３２様式４）」の提出

☆提出書類

〇災害時ケアプラン（完了・変更）原本
及び副本（コピー）※②参照
〇当該災害時ケアプラン（完了・変更）届
に係る「災害時ケアプラン」
「重要事項説明書」原本※①参照

※「災害時ケアプラン（完了・変更）届」
及び添付書類は、必ず災害対策課窓口へ直接ご提出ください。
郵送、ファクシミリ、Ｅメール等での提出は不可とします。

※「災害時ケアプラン）（完了・変更）届」副本は
「災害時ケアプラン（完了・変更）届」
及び添付書類に不備がない場合に受付印を押印し、提出者
に返却します。但し、返却する副本は提出書類数に不備がな

い証であって、提出書類内容は受付後の審査となります。

☆２「災害時ケアプラン」の内容の審査

①災害対策課で「災害時ケアプラン」の内容の審査をいたします。

・「災害時ケアプラン（完了・変更）届」とともに提出された「災害時ケアプラン」は災害対策課においてその内容を審査します。

②－１「適合」認定を受けた場合 → （☆３①へ）

・災害対策課において審査した結果、適合認定であった場合は、提出者にその旨を電話で連絡します。

・その後は、「災害時ケアプラン作成委託料の請求」の手続へと進んでください。

②－２審査により修正、加筆が必要である場合

・災害対策課において審査した結果、修正、加筆が必要であると判断された場合は、災害対策課から提出者に、その旨を電話で連絡します。

・提出者は、修正、加筆が必要な「災害時ケアプラン」（原本）を災害対策課まで受け取りに来てください。

・③「災害時ケアプランの内容の修正、加筆」の手続へ進んで下さい。

③審査後の修正、加筆

・提出した「災害時ケアプラン」が審査の結果、修正、加筆が必要であると連絡を受けた場合は、提出者は担当課から指摘のあった事項について、必要に応じて本人または家族等に確認した上で、「災害時ケアプラン」の原本及び副本の内容を修正、加筆してください。

・副本については、本人または家族等保管用と事業所保管用の両方を修正してください。また、その際、受託事業所において、電子データがある場合には、そのデータについても修正してください。

④「災害時ケアプラン」（原本）の再提出

・提出者は、③により修正、加筆を行った「災害時ケアプラン」（原本）を再度、災害対策課窓口に提出してください。

・「災害時ケアプラン」（原本）の提出は、担当課窓口へ直接ご提出ください。郵送、ファクシミリ、Ｅメール等での提出は不可とします。

⑤災害対策課で内容の再審査を受ける

・以下、①以下と同様とします。

☆３　災害時ケアプラン作成委託料の請求

①「災害時ケアプラン作成委託料請求書」の作成

・提出した「災害時ケアプラン」の審査で「適合」認定を受けた事業者は「災害時ケアプラン作成委託料請求書（Ｐ３３様式５）」に必要事項を記入し、委託料を請求してください。

②「災害時ケアプラン作成委託料請求書」は、災害対策課窓口または郵送で提出してください。

・「災害時ケアプラン作成委託料請求書」には、次の事項を記入します。

〇法人の所在地、法人名、法人の代表者名（法人代表者印押印）

〇請求金額、内訳

・「災害時ケアプラン作成委託料請求書」には「災害時ケアプラン完了届」（災害対策課の受付印が押されているもの）の写を添付してください。

☆４　関係書類の保管

①「災害時ケアプラン」「重要事項説明書」副本等の保管

・「災害時ケアプラン」副本等他計画作成関係書類については、個人情報を含みますので、受託事業所内の適切な場所で厳重かつ災害時等に速やかに確認できる方法で保管してください。また「災害時ケアプラン」に記載されている個人情報等の取り扱いについては、契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守してください。

・「災害時ケアプラン」等の保管の期間は、「災害時ケアプラン」を作成した者の支援が終了した年度の翌年度から５年間とします。また保管期間を経過したときは、当該事業者において適正に文書廃棄をしてください。

②対象者または家族等用副本の保管についての説明

・事業者は、「災害時ケアプラン」の副本をクリアファイル等にまとめて、対象者または家族等に渡し、災害時等にすぐに確認できる場所に保管するようにお伝えください。

・災害時等にはこの計画に従い、対象者または家族等の判断で、速やかに避難行動を開始するよう伝えてください。また、その際は必ず「災害時ケアプラン」を持って避難先に向うようにお伝えください。

（４）「災害時ケアプラン」の内容の変更･修正について

①「災害時ケアプラン」が適合認定された後の内容の変更・修正
対象者に次の状況が生じたときは、事業者は「災害時ケアプラン」の内容の変更･修正をお願いします。

A 市内転居により住所が変わったとき
（避難先、経路、地域支援者等の変更が考えられます。）
B 本人の状態や、それに伴う事項が変わったとき
（介護度、障がい等級等の変更、発病、重症化による避難所、経路、移動方法等の変更が考えられます。）
C 本人以外の関連情報が変わったとき
（世帯構成、かかりつけ医、緊急連絡先、避難先、避難経路、地域支援者等の状況変化によるものが考えられます。）

・「災害時ケアプラン」の変更･修正については「災害時ケアプラン（完了･変更）届」を提出し、その後の手続きは「（３）「災害時ケアプラン」作成後の事務手続は？」を準用します。但し、<u>同一対象者の変更委託料の支払については年間１回限り</u>とします。
・事業者は、変更･修正内容の適合認定後に、対象者または家族が保管する副本と事業所保管用の副本の両方の差し替え等をお願いします。また、その際、受託事業所において、電子データがある場合には、それについても変更･修正してください。

②Ⅲ（２）☆２の（10）（11）に修正がない場合は、「災害時ケアプラン（完了･変更）届」の提出は必要ありません（支払対象外になります）。

③市において、必要があると確認した内容の変更･修正
・市において、対象者の「災害時ケアプラン」の内容について変更･修正する必要があると確認したときは、災害対策課において、対象者の「災害時ケアプラン」の原本の内容を変更･修正し、その旨、電話で連絡をします。
・事業者は、災害対策課において、修正後の「災害時ケアプラン」の原本のコピー２部を受け取ってください。
・事業者は、対象者または家族が保管する副本と事業所保管用の副本の両方の差し替え等をお願いします。また、その際、受託事業所において、電子データがある場合には、それについても変更･修正してください。なお、この変更･修正に係る作業については委託料の

支払いはありません。

（５）「災害時ケアプラン」作成対象者からの除外

①「災害時ケアプラン」作成対象者から除外されるのは次の条件に当てはまる場合です。

〇死亡した場合
〇市外に転出した場合
〇介護施設などに入所し、在宅に戻る可能性がない場合（ショートステイや介護老人保健施設等に短期間入所する場合は除く）
〇家族等の支援が新たに得られることになったなど、対象者・家族等から名簿登録の必要がないとの意向を明確に確認できた場合
〇災害時避難行動要支援者名簿情報提供同意書が得られない場合

②対象者が除外される要件に当てはまることを知ったとき
可能な範囲で災害対策課へのご通報をお願いします。

③除外後の受託事業所における関係書類の保管

〇「災害時ケアプラン」の副本等の保管の期間は、Ⅲ（３）☆４「関係書類の保管」のとおりとします。
〇本人または家族等が保管している副本の回収は不要です。

（６）「災害時ケアプラン」の作成業務の委託料

①「災害時ケアプラン」を新規に作成したときの委託料の支払条件と金額

Ⅲ（２）☆２の事項を☆５を参考に作成され、災害時に実効性のある「災害時ケアプラン」に適合認定と認められるとき

<u>１件につき　７，０００円</u>
<u>（併せて福祉避難所受入対象者申立書作成を作成したときも変わりません。）</u>

②「災害時ケアプラン」が適合認定された後の内容の変更・修正支払条件と金額

Ⅲ（４）①Ａ～Ｃの状況に該当し、「災害時ケアプラン」の変更・修正が必要と認められ、かつ変更・修正後の計画が、災害時に実効性のある「災害時ケアプラン」に適合認定と認められるとき

<u>１件につき　１，５００円</u>
<u>（前回適合認定から１年以上経過）</u>

１件につき　３，５００円
（前回適合認定から３年以上経過）

（但し、同一対象者にかかる変更委託料の支払については新規作成から１年以上経過したもので、年度で１回限り支払できるものとします。）

※なお、「災害時ケアプラン」の変更・修正が（４）②に該当する場合は、支払対象外です。
※「災害時ケアプラン」作成対象者から除外される変更・修正は支払対象外です。

（７）その他

①「災害時ケアプラン」を作成する者の資格
〇介護保険法第６９条の２により登録された「介護支援専門員」
〇障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第３条第１項に定める「相談支援専門員」
〇その他委託事業者等が適当であると判断し、事前に市長の承認を得た者

②「災害時ケアプラン」を作成する者の労務及び待遇についての配慮
〇フェーズフリーの考え方の高まり、災害対応の日常化
近年の気象変動による大雨洪水等災害の頻発・甚大化
今後３０年間の発生確率が８０％といわれる南海トラフ地震
マスコミによる災害報道や防災啓発
↓
災害発生時の対策の必要性が、対象者またはその家族等の
「生活課題」化している状況
↓
ケアマネジャー（介護支援専門員）や相談支援専門員等が
本来提供すべき支援サービス
--地域住民によるフォーマル・インフォーマルなサービス資源活用の促進、調整の一環
--従前の支援サービスと同時並行的（一体的）に行われることを想定
↓

「災害時ケアプラン」の作成
「兼務」または「提供すべき支援サービス以外の職務」
には該当しない

〇しかし、現実的には介護支援専門員や相談支援専門員に対しては、新たな役務となるため、その労務等にかかる費用に相当する額のうち市が定めた金額を委託料として支払うこととしています。事業者の皆様においては、このことをご理解いただき、実際に「災害時ケアプラン」を作成する福祉専門職の「労務」及び「待遇」に対して充分に配慮願います。

※委託業務（「災害時ケアプラン）」の作成）の委託料については、他市の例では契約金額の概ね８０％に相当する額が「災害時ケアプラン」の福祉専門職の労務等にかかる人件費、残りの２０％に相当する額が業務遂行にかかる直接経費、間接経費、消費税相当額（委託料の額は消費税込である）と想定している算定もなされております。

③委託契約書記載事項の遵守

〇業務を行うに当たっては、『災害時避難行動要支援者個別支援計画作成業務委託契約書（「個人情報取扱特記事項」）を遵守してください。

④「災害時ケアプラン」の作成にかかる疑問点の照会先

〇災害対策課窓口及び電話にて担当者が対応します。

〇本マニュアルに記載されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度、両者の協議により決定するものとします。

Ⅵ　様　式　集

様式１　災害時ケアプランの作成について　Ｐ２８
様式２　災害時避難行動要支援者名簿情報提供同意書　Ｐ２９
様式３　災害時ケアプラン　Ｐ３０～３１
様式４　災害時ケアプラン（完了・変更）届　Ｐ３２
様式５　災害時ケアプラン作成委託料請求書　Ｐ３３
様式６　災害時避難行動要支援者「災害時ケアプラン」作成業務委託契約書　Ｐ３４～３７

大和郡山市災害時避難行動要支援者個別避難計画の作成業務委託に関する要綱　Ｐ３８～４１
様式７　災害時避難行動要支援者名簿【正名簿】　Ｐ４２～４４
様式８　災害時避難行動要支援者名簿【簡易名簿】　Ｐ４５

様式１

様

災害時ケアプランの作成について

近年は気候変動による台風や大雨の災害が日本各地で頻発しており、多くの生命や財産が失われています。

皆さんも、もし災害が発生したら、自分はどうなるのだろうか？と不安に思われているのではないでしょうか。

大和郡山市では、「総合防災マップ」で浸水や土砂災害などがおきる可能性がある地域にお住まいで、いざというとき、自分だけで避難することが難しい方の日常生活をサポートされているケアマネジャー・相談支援専門員に「災害時ケアプラン」作成を委託しています。

「災害時ケアプラン」とは、いざというとき「誰の助けを借りながら？」「どのような移動手段で？」「どの施設（家）に？」避難するのか？また避難が長期にわたるときは「どのように生活するのか？」を日頃から考えておくものです。ぜひともあなた自身の「災害時ケアプラン」をつくっていくことにご同意をいただきますようお願いします。

令和　　年　　月　　日

大和郡山市総務部災害対策課

※なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
大和郡山市災害対策課災害対策係
市庁舎４階１窓口
電話０７４３−５３−１１５１内線６２９、６３０

様式２

災害時避難行動要支援者名簿情報提供同意書

私は、災害発生時に地域からの支援が必要となるため、大和郡山市が作成する「災害時避難行動要支援者名簿」に登録し、平常時から避難支援等関係者(消防署、消防団、警察署、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター)または個別避難計画作成関係者(ケアマネージャー・相談支援専門員)(民間福祉施設に緊急入所もしくは福祉避難所として避難する場合)当該福祉施設へ私の個人情報（「災害時ケアプラン」を含む）を提供することに

□　同意します。

□　同意しません。

情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、災害時の避難支援が必ず受けられることを保証するものではありません。

また、避難支援等関係者は、避難支援等に関し法的な責任や義務を負うものではありません。なお、避難支援をできるだけ確実にするため、「災害時ケアプラン」を作成することをお奨めします。要介護度3以上の方、身体障がい者手帳1、2級所持の方等は、ケアマネージャー・相談支援専門員等が作成のお手伝いをします。

令和　　年　　月　　日

【名簿記載者】

ふりがな 氏 名			
住 所	大和郡山市		
自宅 電話	(　　)	携帯 電話	

【代理人署名】本人が署名できない場合

ふりがな 氏 名			
住 所	大和郡山市		
自宅 電話	(　　)	携帯 電話	

※提供いただいた情報は災害及び救急防火防災支援以外には使用いたしません。

災害時ケアプラン

様式３

ふりがな 対象者 (1)氏名		自宅電話 携帯電話	(3)
(2) 住 所	大和郡山市	(4) 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年　月　日（　歳）

(5)避難支援等を必要とする理由 □要介護度３以上 □身体障がい者手帳１、２級
□知的障がい者（療育手帳Ａ） □精神障がい者保健福祉手帳１級
□難病患者 □その他（　　）

(6)同居家族 □いない □いる（　　）人、日中（　　）人

(7)ハザードの状況等	住居の高さ等	□１階 □２階 □３階以上	□木造建物の場合のみﾁｪｯｸ
	水害（浸水想定）	□ 0.5m~3m 未満 □ 3 m~5 m □ 5m 以上	
	土砂災害	□土砂災害特別警戒区域 □土砂災害警戒区域	

(8)緊急連絡先	ふりがな 氏 名	本人との関係	住 所	電 話
				自宅 携帯
				自宅 携帯

(9)特記事項
〇主な疾患、障がい等　〇配慮の必要な事項　他

かかりつけの医療機関等	使用している薬	介護・医療機器
名　称		
主治医		
電話番号	薬局名（　　）	

(10)避難先の選択　①大雨、洪水、土砂災害、台風
□市指定避難所（　　）※開設が決定されたときのみ
□福祉避難所 ※基本的に長期滞在時のみです
□福祉施設等緊急入所
□垂直避難（自宅の　　階）　□親戚の家（　　）
□自治会館等（　　）　□自家用車待機（　　）
□その他　（　　）

大和郡山市

②大地震

□市指定避難所（　　）　□福祉避難所※基本的に長期滞在時のみ

□福祉施設等緊急入所　□在宅避難　□親戚の家（　　）

□自治会館等　（　　）　□自家用車待機（　　）

□その他　（　　）

(11)避難経路(別途入手した地図を貼り付けてもかまいません。)

(12)自治会名		(12)班名		(13)民生委員名	

(14)地域支援者　□必要　□必要ない(理由:　　)

ふりがな 氏　名	住　所	電　話

支援内容（避難行動及び避難生活に係る支援）

令和　　年　　月　　日

□私は、上記災害時ケアプランの記載内容に相違がないことを確認します。

□地域支援者は、自らが可能な範囲のおいて災害時の支援を行うものであり、支援について法的な義務や責任を負うものではありません。

氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人（自書）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大和郡山市

様式４

災害時ケアプラン(完了･変更)届

令和　　年　　月　　日

大和郡山市長　　宛

所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法 人 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿

令和　　年　　月１日から令和　　年　　月末日までの期間に作成した「災害時ケアプラン」について、下記のとおり完了したので届出します。

記

１　「災害時ケアプラン」を新規作成した対象者　　件

	対象者氏名	区　分	作成者氏名	職　名	重要事項確認日	備　考
1				介護・相談	R　・　・	
2				介護・相談	R　・　・	
3				介護・相談	R　・　・	

※職名　介護＝介護支援専門員　相談＝相談支援専門員以下同じ

２　「災害時ケアプラン」を適合認定後に変更修正した対象者　　件

	対象者氏名	区　分	作成者氏名	職　名	適合認定または最終変更修正日	備　考
1				介護・相談	R　・　・	
2				介護・相談	R　・　・	
3				介護・相談	R　・　・	

３　添付書類

(１)「災害時ケアプラン」新規作成

・災害時避難行動要支援者名簿情報提供同意書

・「災害時ケアプラン」原本及び副本(コピー)

(２)「災害時ケアプラン」適合認定後変更修正

・「災害時ケアプラン」原本及び副本(コピー)

様式５

災害時ケアプラン作成委託料請求書

令和　　年　　月　　日

大和郡山市長　　宛

所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法 人 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿

「災害時ケアプラン」等を作成しましたので、
下記のとおり請求します。

記

１　請求金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　内　　訳

①新規作成　　件　×　7,000 円＝

②内容変更・修正（適合認定・最終変更・修正後１年以上経過）
件　×　1,500 円＝

③内容変更・修正（適合認定・最終変更・修正後３年以上経過）
件　×　3,500 円＝

３　添付する書類
災害時ケアプラン完了届写
（市受付印の押されたもの）

４　振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協　　支店	
預金種目 口座番号	１．普通 ２．当座	No.
（ﾌﾘｶﾞﾅ） 口座名義		
債権者コード		

様式６

災害時避難行動要支援者「災害時ケアプラン」作成業務委託契約書

（以下「甲」という。）と大和郡山市（以下「乙」という。）とは、災害時避難行動要支援者「災害時ケアプラン」作成業務（以下「計画作成業務」という。）の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）
第１条　乙は、計画作成業務について、以下のとおり、甲に委託し、甲はこれを受託するものとする。

（業務を委託する対象者）
第２条　業務を委託する対象者は、大和郡山市災害時避難行動要支援者災害時ケアプランの作成業務委託に関する要綱第３条に定める者とする。

（業務を行わせる者）
第３条　業務を行わせる者は、大和郡山市災害時避難行動要支援者災害時ケアプランの作成業務委託に関する要綱第７条第１項の各号に定める者とする。

（実施方法）
第４条　甲は、前条の福祉専門職が担当している在宅の要介護者、身体障がい者で前々条に当てはまり、災害時の避難行動に支援が必要であると認める者の災害時ケアプランを作成し、速やかに乙に提出するものとする。

２　その他実施方法については、「大和郡山市災害時避難行動要支援者災害時ケアプランの作成業務委託に関する要綱」並びに「福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員）及び福祉事業者のための災害時避難行動要支援者災害時ケアプランの作成の手引」に従うものとする。

（委託料）
第５条　乙は、計画作成業務の委託料として、次に定める金額を甲に支払うものとする。
なお、委託料には消費税相当額を含むものとする。
(1)災害時ケアプランの新規作成　１件につき　７，０００円
(2)災害時ケアプランの変更・修正
（前回の災害時ケアプランの作成、変更・修正から３年を経過したもの）
１件につき　３，５００円
(3)災害時ケアプランの変更・修正
（前回の災害時ケアプランの作成、変更・修正から１年を経過したもの）
１件につき　１，５００円

（委託料の支払）
第６条　甲は、歴月分の計画作成業務について、翌月末日までに災害時ケアプラン完了届及び当該災害時ケアプラン重要事項説明書に副本を添えて、乙に提出するものとする。
２　甲は、前項の提出後、乙から適格認定の連絡があったときは、災害時ケアプラン作成委託料請求書で請求を行い、乙はこれを受理した日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）
第７条　契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第８条　甲は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

（再委託の禁止）
第９条　甲は、計画作成業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により乙の承諾を得たときは、この限りではない。

（業務実施の指示）
第10条　乙は、計画作成業務について、甲に必要な指示をすることができるものとする。

（個人情報の保護）
第11条　甲は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（関係書類の整備）
第12条　甲は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

（調査等）
第13条　乙は、計画作成業務の実施について随時に調査し、もしくは必要に応じて報告を求め、または資料の提出を求めることができるものとし、甲はこれを拒んではならない。
２　乙は、前項の規定による報告があったときは、甲に対し必要な指示をすることができるものとする。

（契約の解除）
第14条　乙は、甲が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約の全部又は一部をを解除することができる。
(1)　甲が、指定居宅介護支援事業者または指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者の指定を取り消されたとき。
(2)　甲が法令に定められた基準に違反し、計画作成業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。
(3)　甲がこの契約の履行に関して不正な行為をしたとき。
(4)　甲がこの契約又はこの契約に基づく乙の指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
２　前項の規定により、乙がこの契約を解除した場合、甲は乙に対し損失の補償を請求できないものとする。

（損害賠償）
第15条　甲が計画作成業務の実施に際し、乙に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償する責めを負うものとする。また、第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約期間）
第16条　この契約の期間は、契約締結日から令和〇〇年３月３１日までとする。

（暴力団等排除に係る解除）
第17条　乙は、甲が次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
(1)　代表者等若しくは役員等が，暴力団の関係者である。
(2)　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
(3)　代表者が不正な利益を得、役員等若しくは第三者に不正な利益を得さしめ、又は損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
（役員等が不正な利益を得、代表者若しくは第三者に不正な利益を得さしめ、又は損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。）
(4)　代表者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
(5)　(3)及び(4)に示す場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
(6)　代表者が当市発注契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当市に報告せず、又は警察に届けないと認められる。

（解除による損害の負担）
第18条　前条に掲げる事由により乙がこの契約を解除した場合において甲に損害が生じても、これに関し甲は乙に何らの請求をしないものとする。

（疑義等の解決）
第19条　この契約に定めない事項又は、この契約に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙誠意をもって、協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）受託者　所在地

名　称

代表者　　印

（乙）委託者　大和郡山市北郡山町２４８番地４
大和郡山市
代表者　大和郡山市長　上田　清

個人情報取扱特記事項（第11条関係）

（基本事項）

第１条　この契約により、大和郡山市（以下「乙」という。）から事務の委託を受けた者（以下「甲」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第２条　甲は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　甲は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第３条　甲は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第４条　甲は、乙の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第５条　甲は、乙の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第６条　甲は、乙の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第７条　甲は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに乙に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第８条　甲は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに乙に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第９条　乙は、甲がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（その他）

第10条　甲は、第１条から前条に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

○大和郡山市災害時避難行動要支援者個別避難計画の作成業務委託に関する要綱

令和４年９月３０日

告示第　　号

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害時避難行動要支援者（以下「要支援者」という）名簿に登載された要支援者のうち特に優先度が高いと認められる者についての個別避難計画を作成するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の例による。但し、前条の主旨で作成する個別避難計画は、福祉的意義を踏まえ、日常の業務及び書類においては「災害時ケアプラン」と呼ぶこととし、前条でいう個別避難計画と同義であるものとする。

（対象者）

第３条　前々条の個別避難計画の作成の対象となる対象者（以下「対象者」という。）は、要支援者名簿に登録されている要支援者のうち、下記の全ての条件を満たす者とする。

（１）市指定の災害時避難行動要支援者名簿情報提供同意書で、要支援者名簿に記載されている情報を平常時から避難支援等関係者に対し提供することについて同意した者（計画作成を機会に同意する方を含む。）

（２）大和郡山市水害ハザードマップで浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等内の低層住宅に居住している者（当該条件に該当しない者において、特別な事情で事前に本市と協議の上、必要と認められた者を含む。）

（３）下記のいずれかに該当し、単独での避難が困難と認められる者

ア、要介護認定３以上を受けている者

イ、身体障害者手帳１・２級を所持する者

ウ、療育手帳Ａを所持する者

エ、精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者

オ、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）に規定する難病患者

カ、アからオまでに相当する者

（個別避難計画）

第４条　個別避難計画は、対象者毎に次の事項を記載するものとし、別途定める様式や任意の地図、図面を用い、これらを綴って作成するものとする。

（１）氏名

（２）住所

（３）自宅電話、携帯電話のいずれかもしくは必要に応じて両方

（４）生年月日及び提出時の年齢
（５）避難支援等を必要とする事由
（６）同居家族の有無及び人数）
（７）ハザードの状況等
（８）緊急連絡先
（９）特記事項
（10）避難先の選択
①大雨、洪水、土砂災害、台風
②大地震
（11）避難経路
（12）自治会名および班名
（13）担当民生委員名
（14）地域支援者

（個別避難計画の作成者）
第５条 個別避難計画は、市が作成する。ただし、市長は個別避難計画の作成に関する業務について、次のいずれかに該当する者（以下「委託事業者等」という。）に委託することができるものとする。
（１）介護保険法第４６条第１項（平成９年法律第１２３号）に規定する指定居宅介護支援事業者
（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１４第１項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者
（３）その他市長が適切に個別避難計画を作成することができると認める者

（委託料）
第６条 市長は、前条の規定により個別避難計画の作成を委託したときは、別表に掲げる業務の実施件数に応じて、別表に定める額を委託事業者等に支払うものとする。

（個別避難計画の作成）
第７条　委託事業者等は次のいずれかに該当する者に第４条の業務を行わせるものとする。
（１）介護保険法第６９条の２により登録された介護支援専門員
（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第２８号）第３条第１項に定める相談支援専門員
（３）その他委託事業者等が適当であると判断し、事前に市長の承認を得た者
２　委託事業者等は、個別避難計画を作成しようとする場合は、事前に対象者

や必要に応じてその家族等（以下「対象者等」という。）に対して、市長が別途定める文書に沿って個別避難計画の趣旨を説明し、対象者（対象者の意思表示が困難なときはその家族等）から個別避難計画を作成することの同意を得なければならない。

３　個別避難計画は、対象者の居住地へ訪問し、対象者等から直接必要事項について聴取し、対象者等の意向をできるだけ反映させたものでなければならない。

（福祉避難所）

第８条 委託事業者等は、対象者が一般避難所で避難生活することが困難と認めるときは福祉避難所受入対象者申出書を作成し、個別避難計画と併せて提出するものとする。なお、福祉避難所受入対象者の基準については別途要綱で定める。

２　委託事業者等は、自ら運営する施設が福祉避難所の要件を満たしていて、当市と福祉避難所として提供する協定を締結したときは、当該施設を福祉避難所として、対象者の避難先とすることができる。

（個別避難計画の提出）

第９条 委託事業者等は、個別避難計画作成後歴月単位で速やかに個別避難計画（完了・変更届）原本及び写し並びに個別避難計画と重要事項説明書の原本を添えて、市長に提出し、適合認定の審査を受けるものとする。

２ 市長は、提出された前項の書類を審査し、修正･加筆すべき点等があるときは委託事業者等にその旨を通知し、再提出の依頼をするものとする。

（個別避難計画の管理等）

第１０条 適合認定を受けた個別避難計画の原本は市長が保管し、その主たる内容を要支援者名簿に登載するものとする。また、その副本を対象者等及び委託事業者等が保管するものとする。

２ 対象者等及び委託事業者等は、個別避難計画の副本を適切な場所において厳重に管理し、当該副本を紛失したときは速やかにその旨を市長に届けなければならない。

（個別避難計画の変更・修正等）

第１１条 市長は、個別避難計画の記載内容について変更が発生したときは、個別避難計画の原本及び要支援者名簿の記載内容を修正し、副本を対象者等及び委託事業者等に交付するものとする。

２ 委託事業者等は、個別避難計画に記載する内容のうち、第４条第１４号から１６号に変更（軽微なものを除く）が生じ、修正が必要な状況が生じた対象者について個別避難計画の変更・修正を行う。

３　個別避難計画の変更･修正の手続については、第４条の規定を準用する。

（秘密保持）
第１２条　委託事業者等は災害時等の支援に関すること以外の目的で個別避難計画に記載されている情報を利用してはならない。
２　委託事業者等は個別避難計画に記載されている情報その他本業務委託で知り得た情報について他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

（補則）
第１３条　この要綱で規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
附　則
この要綱は、令和　　年　　月　　日から施行する。

別表（第６条関係）

業務の内容	委　託　料
第４条の規定による個別避難計画の新規作成	１件につき　7,000 円 （併せて第８条の福祉避難所入所申立書を作成したときも同額とする。）
第１１条第２項の規定による個別避難計画変更･修正	前回の個別避難計画作成､変更・修正から ３年を経過したもの　3,500 円 １年を経過したもの　1,500 円 １年を経過しないものには支払わない。

備考　委託料の額は、消費税及び地方消費税を含む。

様式７

0000025770

(秘)

避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）

令和3年11月15日

自治会	未加入		小学校区名	郡山北小学校	
フリガナ 氏　名	コオリヤマ ハナコ 郡山　花子	女	生年月日 年　齢	昭和11年2月3日 生 （ 85 歳）	
住　所	〒 639-1198 北郡山町２４８番地４		自宅電話(FAX)		
			携帯電話	090-1234-5678	
代理記載及び申請の場合	氏　名		登録者との関係		
緊急時の家族等の連絡先	氏名		続　柄		生年月日
	住所	〒			自宅電話
					携帯電話
	氏名		続　柄		生年月日
	住所	〒			自宅電話
					携帯電話
家族構成、同居状況等 一人暮らし			居住建物の構造	木造2階建	
			普段いる部屋	1階リビング	
			寝室の位置	1階和室	
			緊急通報システム	□あり　□なし	
特記事項					
かかりつけ医	医療機関名			TEL	
	医療機関名			TEL	

対象者区分	高齢者					
要支援者の状況	一人暮らしの高齢者(実態)					
避難支援者（避難誘導、安否確認等）	第１	氏名		続　柄		生年月日
		住所	〒			自宅電話
						携帯電話
	第２	氏名		続　柄		生年月日
		住所	〒			自宅電話
						携帯電話
治療中の病気又は障害名						
治療（障害）内容						
補装具、医療や介護に必要な器具	器具名					
	メーカー名					
	取扱店連絡先					
避難した場合、特に注意すべき事	足が不自由のため車椅子が必要					
情報伝達方法						
避難場所①	三の丸会館		民生委員			
避難場所②			自宅電話		携帯電話	

様式７

（避難行動要支援者避難支援計画（個別計画））

緊急連絡カード

氏名	郡山　花子　男・(女)	生年月日	昭和11年2月3日（85歳）
住所	〒639-1198　北郡山町２４８番地４		
電話	自宅	携帯	090-1234-5678

	緊急連絡先①	緊急連絡先②
氏名		
住所		
電話(携帯)	(　　)	(　　)
続柄		

民生・児童委員

郡山　花子

自治会長

	支援者①	支援者②
氏名		
住所		
電話(携帯)	(　　)	(　　)
続柄		

かかりつけ医	医療機関名		担当医
	電話		
	医療機関名		担当医
	電話		
緊急避難所	三の丸会館		
支援時の留意事項	足が不自由のため車椅子が必要		
その他・備考			

※備考欄

（緊急連絡カード）

様式７

防災カード

0000025770

フリガナ 氏　名	コオリヤマ ハナコ 郡山　花子	女	生年月日 年　齢	昭和11年2月3日 生 （ 85 歳）
住　所	〒 639-1198 北郡山町２４８番地４		自宅電話	
			携帯電話	090-1234-5678
避難場所①	三の丸会館	避難場所②		
避難した場合特に注意すべき事	足が不自由のため車椅子が必要			

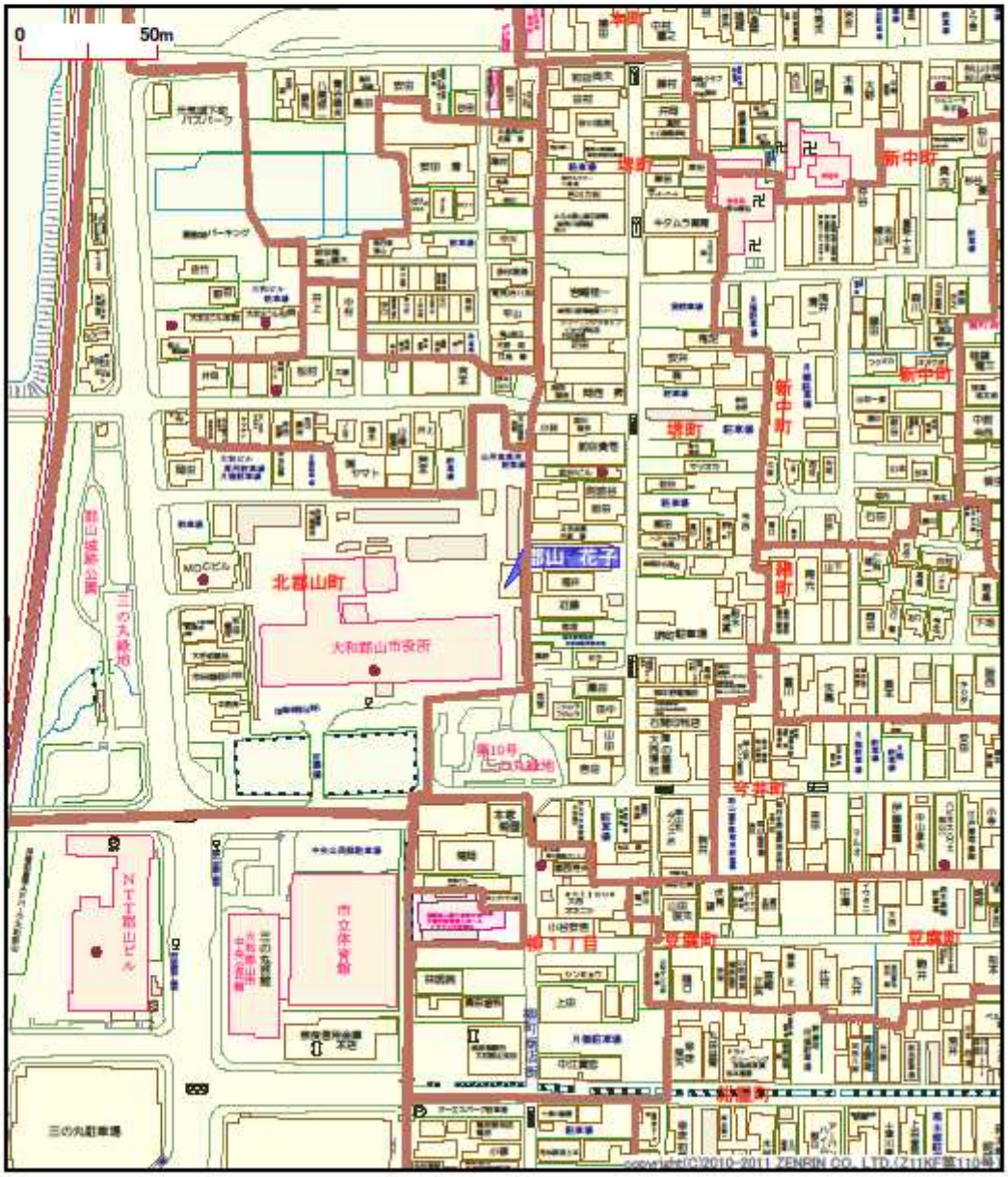

（防災カード）

様式８

1 ページ

避難行動要支援者登録台帳

(秘)

（自治会：未加入、同意：同意）

令和04年06月07日作成

番号	要支援者						避難場所	情報伝達方法	支援時の留意事項（障害の程度、必要な機材等）	緊急連絡先		避難支援者		
	同意	住所	氏名	年齢	性別	電話番号				氏名	電話番号	順位	氏名	電話番号
1	○	北都山町２４８番地４	都山　花子	86	女	090-1234-5678	三の丸会館		足が不自由のため車椅子が必要			第1		
												第2		
2	○	北都山町１２３番地４５６	大和　太郎	84	男	080-8765-4321	都山北小学校		歩行が少し困難なため杖を使用	大和　一郎	080-1111-1111	第1		
												第2		

※同意：○ー同意あり

（簡易名簿）

ケアマネジャー・相談支援専門員
（福祉専門職）及び福祉事業者のための
災害時ケアプラン
（災害時避難行動要支援者個別避難計画）
作成の手引

令和６年　月発行

大和郡山市総務部災害対策課